

社会福祉法人和泉会 個人情報保護マニュアル

社会福祉法人和泉会が運営管理する施設において、園児及び保護者、家庭に係わる個人情報保護の取り扱いについて「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ）」個人情報保護法及び関係法令を遵守し、下記の条文を定め、個人情報保護に努めるものとする。

第1条 個人情報管理責任者は社会福祉法人和泉会理事長とし、各施設における個人情報の適切な保護を行うものとする。

第2条 個人情報保護管理者は和泉会が運営管理する各施設の施設長とし、適切な管理を行うものとする。

第3条 個人情報受付担当者は和泉会が運営管理する各施設の主任保育士又は副施設長のいずれかとし、適切な処理を行うものとする。

第4条 社会福祉法人和泉会の運営管理する施設において勤務する全ての職員及び関係者は、各施設が有する個人情報について離職後も含めた守秘義務を課すこととする。

第5条 社会福祉法人和泉会が運営管理を行う施設に従事する者は、各施設内の個人情報に値するもの全てにおいて、施設外への持ち出しを行ってはならない。

第6条 個人情報の第三者への提供については「個人情報保護法第23条」に規定されている下記の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ずに第三者に個人情報を提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第7条 社会福祉法人和泉会が運営管理を行う施設においては、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）、滅失、または毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、确实かつ速やかに消去するものとする。

第8条 社会福祉法人和泉会が運営管理する施設においては、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口（担当者：各施設における主任保育士、責任者：各施設における施設長）を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応するものとする。なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応するものとする。

第9条 社会福祉法人和泉会が運営管理する施設においては、業務上知り得た個人情報等について業務以外での使用を行わないこととする。

第10条 緊急・非常時等の場合、個人情報管理責任者が特に必要と認めた場合については、上記の条項を変更することがある。

附則 この条文は、平成17年9月1日より施行する。